

議案第 1 2 号

北本市立保育所設置及び管理条例の一部改正について

北本市立保育所設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市立保育所設置及び管理条例（昭和 4 5 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表北本市立中央保育所の項及び北本市立栄保育所の項を削り、同表に次のように加える。

北本市立中央保育所	北本市栄 1 番地 2	1 1 6 名
-----------	-------------	---------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

（北本市立教育センター設置及び管理条例の一部改正）

- 2 北本市立教育センター設置及び管理条例（平成元年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「北本市栄 1 番地」を「北本市栄 1 番地 1」に改める。

（北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部改正）

3 北本市障害児学童保育室設置及び管理条例（平成18年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「北本市栄1番地」を「北本市栄1番地1」に改める。  
（北本市学童保育室設置及び管理条例の一部改正）

4 北本市学童保育室設置及び管理条例（平成25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の表石戸第二学童保育室の項中「北本市栄1番地」を「北本市栄1番地1」に改める。